

不法投棄

STOP

河川敷にこんな物が捨てられていました。



警察・市役所の方に来ていただき、現場検証を行ったところ、引越で不用になった日用品や教科書などのようでした。これらの手掛かりをもとに現在捜査中です。

不法投棄は法律により、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処せられる事があります。

自分だけよければそれでよいのですか？
こんな事をして後ろめたさはありませんか？
こんな姿を子どもに見せられますか？

東日本大震災時に世界に共感された日本人の心。
あなたは失ってしまったのですか？

河川敷はゴミ捨て場ではありません！
マナーを守ってきれいな川、河川敷づくりにご協力よろしくお願いします。

伐採木提供について

今年度の伐採木の提供は終了しました。来年度のお申込お待ちしております。

最上川、須川に関するご意見・ご質問等
下記までどんどんお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 寒河江出張所
〒991-0043 寒河江市大字島字島東239
TEL 0237(86)3069 FAX 0237(86)6206